

P F I 法の主な改正事項

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成17年8月15日法律第95号))

1 PFI事業がサービス分野を対象とすることの明確化(第1条関係)

目的規定において、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを明記。

2 基本理念等において国公有財産の有効利用等の観点を明確化

「基本理念」における配慮事項(第3条第1項関係)

PFI事業として民間事業者にゆだねるに際しては、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮することを明記。

「基本方針」を定めるに当たっての特定事業の選定に係る配慮事項
(第4条第3項関係)

安全性を確保しつつ、国民に対するサービスの提供における行政のかわり方の改革、民間の事業機会の創出その他の成果がもたらされるよう^にすることを追加。

3 国公有財産(行政財産)の貸付けの拡充

公共施設等と民間施設との合築建物の場合(第11条の2関係)

(改正前) 合築建物に係る行政財産である土地を、PFI事業者のみに貸付け可能。

(改正後) 合築建物に係る行政財産である土地を、PFI事業者から民間施設部分を譲渡された第三者にも貸付け可能(再譲渡の場合も同様)。

合築以外の形態による民間施設の併設の場合（第11条の3関係）

（改正前） 行政財産の貸付けは不可能。

（改正後） 特定施設()の設置事業でPFI事業の実施に資するものについては、行政財産を、PFI事業者及びPFI事業者から特定施設の譲渡等を受けた第三者に貸付け可能（再譲渡の場合も同様）。

特定施設：公共施設等のうち熱供給施設、新エネルギー施設等
やこれらに準ずる施設として政令で定めるもの

4 民間事業者の選定に当たっての評価方法の明確化

（第8条第2項関係）

公共施設等の管理者等は、民間事業者の選定を行うに当たっては、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとすることを新たに規定。

5 その他の主要事項

（1）公共法人（独立行政法人を含む。）及び地方公共団体へのPFI法適用の明確化等（第2条第3項関係、第4条第7項関係）

独立行政法人に適用されることを明記。（第2条第3項関係）

地方公共団体がPFI事業の円滑な実施のために必要な措置を講ずることを明記。（第4条第7項関係）

（2）PFI事業と指定管理者制度との整合（第9条の2関係）

地方自治法に基づいてPFI施設を指定管理者にゆだねる場合には、指定の期間等についてPFI事業の円滑な実施に配慮することを明記。

（3）PFIに関する資料の公表等（第21条第6項関係）

PFI推進委員会がPFIに関する資料の公表のために必要な措置を実施することを明記。

（4）PFI法の少なくとも三年ごとの見直し（附則第2条関係）

（5）段階的事業者選定方法の導入等の検討を明記（附則第3条関係）